

## 『神皇正統記』の「正理」再論

我妻建治

(一)

『神皇正統記』は、北畠親房によって、わが国が、「天地ヒラケシ初ヨリ今ノ世ノ今日ニ至マデ、日嗣ヲウケ給コトヨコシマナラズ。」<sup>(1)</sup>「神代ヨリ正理ニテウケ伝ヘルイハレヲ述コトヲ志テ、」<sup>(2)</sup>叙述されたものである。

親房は、その日嗣が「ヨコシマナラズ」「正理ニテウケ伝へ」られているが、それが「天照太神ノ御心」によってであり、すなわち「天照太神ノ御計」こそが日嗣の継体のありようだからである、と言っている。

ここで、日嗣が「神代ヨリ正理ニテウケ伝へ」られている「イハレ」の叙述されている『神皇正統記』全巻をとおして、日嗣の継体、すなわち歴代天皇の日嗣承継の叙述のされ方を摘出してみると、日嗣、あるいは宝祚の、いわば運命は、いずれもその天皇の「正道」「有徳」「積善」「徳政」等の有無によって左右されている事実を指摘することができる。すなわち、日嗣の承継のありようは、歴代天皇の「徳政」「聖徳マシク」「積善」「有徳」「遺徳」「陰徳」「余慶」「余香」「余薫」「積悪ノユエ」「不徳」等の熟字によって左右されており、これらの熟字の意味するところのことが、実に『神皇正統記』全巻を通じる叙述の論理的運

びであり、いわば「正理」になっているのである。

こうみると、日嗣をうけた天皇が「有徳」であり、その「正道」「積善」「徳政」を行なうことが「天照太神ノ御心」に叶うことになるのであるが、筆者は、これを易思想に基づく「変易」の理であると、別に述べたことがある。

そこで、そのような日嗣の承継を左右する、そして「天照太神ノ御心」の下にある「正道」「有徳」「積善」、そして「不徳」「積悪」を、『神皇正統記』において親房は、どのように叙述しているであろうか。それらが一見して直ちに儒教的概念に属するものであることは明白であるが、そのような「徳」や「道」の思想的背景はいかなるものなのか。これらのことを考えてみようとするのが小論の目的である。

〔註〕

(1) 序論。

(2) 「神皇正統記の正理」(『成城文藝』第67号)。

(二)

さて、「正道」「有徳」「積善」に関連し、「天照太神ノ御心」に叶うとはどういうことであろうか。小論をここから進めることとする。

親房は、まず次のように言っている。

天照太神モタゞ正直ヲノミ御心トシ給ヘル。(中略)  
「人ハスナハチ天下ノ神物ナリ。心神ヲヤブルコトナカレ。神ハタル、ニ祈禱ヲ以テ先トシ、冥ハクハフルニ正直ヲ以テ本トス。」トアリ。(中略)「日月ハ四州ヲメグリ、六合ヲ照スト云ドモ正直ノ頂ヲ照スベシ。」トアリ。<sup>(1)</sup>

右のように、親房は、『御鎮座伝記』および『倭姫命世記』を引用して、「天照太神ノ御心」に叶うということについて、「只正直ヲ先トスベキ也」<sup>(2)</sup>と述べている。さらに、その「正直」のありようについて、再び後者の書を引用して次のように言う。

「黒心ナクシテ丹心ヲモテ、清潔齋慎。左ノ物ヲ右ニウツサズ、右ノ物ヲ左ニウツサズシテ、左ヲ左トシ右

ヲ右トシ、左ニカヘリ右ニメグルコトモ萬事タガフコトナクシテ、太神ニツカフマツレ。元々本々故ナリ。トナム。<sup>(3)</sup>

親房は、こうした「天照太神ノ御心」である「正直ヲ先トスベキ」道がいわば神道であり、これを「不正ニシテハタツベカラズ。」と言ひ、「コト更ニ此国ハ神国ナレバ、神道ニタガヒテハ一日モ日月ヲイタクマジキイハレナリ。」<sup>(4)</sup>とし、右のような「神道ノコトハタヤスクアラハサズト云コトアレバ、根元ヲシラザレバ猥シキ始トモナリヌベシ。其ツキエヲスクハンタメニ聊<sup>(5)</sup>勸シ」た次第であると言つてゐる。

次に親房は、このような神道に關連し、これに対する儒教や仏教のありように言及する。

我神、大日ノ靈ニマシマセバ、明德ヲモテ照臨シ給コト陰陽ニヨキテハカリガタシ。冥顯ニツキテタノミアリ。君モ臣モ神明ノ光胤ヲウケ、或ハマサシク勅ヲウケシ神達ノ苗裔也。誰カ是ヲアフギタテマツラザルベキ。此理ヲサトリ、其道ニタガハズハ、内外典ノ学

問モコ、ニキハマルベキニコソ。サレドモ、此道ノヒロマルベキ事ハ内外典流布ノ力ナリト云ツベシ。<sup>(6)</sup>

すなわち、人はいずれも、そのような神道を尊崇し、これを守ることが当然の道理である、そして内外典の目的も必竟ここに極まるであろう、としながらも、親房は、ここで、この神道の弘まるのは、実は内外典の世に広く行なわれていることによって、いわば内外典の流布の力によってなされているのである、としている。このことは、極めて注意すべきことである。すなわち、親房は、ここに神道に対して、儒仏両教等にそれなりの地位を与えているからである。親房の神道は、決して反儒、反仏ではなく、むしろ儒仏あつてはじめて神道の流布が可能になるのだ、としているからである。

そのような意味で、親房は儒仏両教をどのようにに概括しているのであろうか。

親房は、「天照太神ノ御心」に叶う「正直」を布くために援用さるべき仏教のあり方として、八正道の嚴修をまず述べる。さらに身口意の三業に言及して「凡心正ナレバ身口ハヲノヅカラキヨマル。三業ニ邪ナクシテ、内外真正ナ

ルヲ諸佛出世ノ本懐トス<sup>(7)</sup>と云う。これらが、根源的な意味で「天照太神ノ御心」に叶うあり方だ、としているのである。

また、儒教を次のように概括している。

此道ハ昔ノ賢王、唐堯、虞舜、夏ノ初ノ禹、殷ノハジメノ湯、周ノハジメノ文王・武王・周公ノ国ヲ治メ、民ヲナデ給シ道ナレバ、心ヲ正シクシ、身ヲナラクシ、家ヲ治メ、国ヲ治メテ、天下ニヲヨボスヲ宗トス。サレバコトナル道ニハアラネドモ、末代トナリテ、人不正ニナリシユヘニ、其道ヲオサメテ儒教ヲタテラル、也。<sup>(8)</sup>

ここでは、親房は、儒教を『大学』によって説明し、これを「正心・修身・齐家・治国・平天下」の道だ、として、いわば「明德を明らかにすること」「天照太神ノ御心」に叶う道だとしているのである。したがって、「天照太神ノ御心」である「正直」の天下への実現の仕方がことごとく儒教的なものに仮託する形をとるものになるであろうことは後述のごとくである。

また、親房は「正道」を次のように言う。

己ガ欲ヲステ、人ヲ利スルヲ先トシテ、境々ニ対スルコト、鏡ノ物ヲ照スガ如ク、明々トシテ迷ハザランヲ、マコトノ正道ト云ベキニヤ。<sup>(9)</sup>

ここには、仏教の大乗的「自利利他」、儒教の『中庸』さらに『大学』の「止<sub>ニ</sub>於<sub>ニ</sub>至善」の意味をも折り込めた表現の仕方をとっていることが指摘される。

さらに、親房は、右に述べた儒仏並びにその他の道もすべてこれに帰する「正道」を行なうことが「天照太神ノ御心」に叶うことであり、これを行なうに当たっては、「スコシノ事モ心ニユルス所アレバ、ヲホキニアヤマル本トナル。周易ニ、「霜ヲ履堅氷ニ至。」<sup>(10)</sup>(中略)此故ニ古ノ聖人、「道ハ須臾モハナルベカラズ。ハナルベキハ道ニアラズ。」と、『周易』および『中庸』によって、これを説明し、「常ニ冥ノ知見ヲカヘリミ、神ノ本誓ヲサトリテ、正ニ居センコトヲ心ザシ、邪ナカラシコトヲ思給ベシ」<sup>(11)</sup>と云う。

親房は、上述したところに、およそ人としての、なかなく天皇としての「天照太神ノ御心」に叶うべきあり方、

「正直」を実現すべき基本、いわば天皇の日々の人倫道德的生活実践、すなわち、君徳かん養の倫理を表現しているわけである。親房が、日嗣承継の根拠として、つねに天皇とともに存するはずの三種の神器の三達徳の意味も、そのようなこととして評価しなければならぬ。

親房は、このような「正直」を実現すべき天皇のあり方について、さらに次のように言っている。

君トシテハイヅレノ宗ヲモ大概シロシメシテ捨ラレザランコトゾ国家攘災ノ御ハカリコトナルベキ。菩薩・大士モツカサドル宗アリ。我朝ノ神明モトリワキ擁護シ給教アリ。一宗ニ志アル人餘宗ヲソシリイヤシム、大ナルアヤマリ也。人ノ機根モシナトナレバ教法モ無盡ナリ。況ワガ信ズル宗ヲダニアキラメズシテ、イマダシラザル教ヲソシラム、極メタル罪業ニヤ。(中略) 国ノ主トモナリ、輔政ノ人トモナリナバ、諸教ヲステズ、機ヲモラサズシテ得益ノヒロカランコトヲ思給ベキ也。且ハ佛教ニカギラズ、儒・道ノ二教乃至モロノ道、イヤシキ芸マデモオコシモチキルヲ聖代ト云ベキ也。

親房が、このような意味の、およそ「聖代」と表現される天皇のあり方を次のように挙げているのも、その謂である。

此天皇幼年ヨリ聡明ニシテ読書ヲ好、諸芸ヲ習給。又謙讓ノ大度モマシマシケリ。(中略) 此御門誠ニ頭密ノ両宗ニ帰給シノミナラズ、儒学モアキラカニ、文章モタクミニ、書芸モスグレ給ヘリシ。

——嵯峨天皇——

御門御年十四ニテ位ニツキ給。オサナクマシクシカド、聡明叡哲ニキコエ給キ。

——醍醐天皇——

此天皇賢明ノ御ホマレ先皇ノアトヲ継申サセ給ケレバ、天下安寧ナルコトモ延喜・延長ノ昔ニコトナラズ。文筆諸芸ヲ好給コトカハリマサザリケリ。

——村上天皇——

和漢ノ文、顕密ノ教マデモクラカラズシラセ給。詩哥ノ御製モアマタ人ノ口ニ侍メリ。

——後三条院——

大方コノ君ハ中古ヨリコナタニハアリガタキ御コト

トゾ申侍ベキ。文学ノ方モ後三条ノ後ニハカホドノ御  
オキコエサセ給ハザリシニヤ。

— 後宇多院 —

以上が、親房の言う、「有徳」「聖徳」「正道」等、「天照  
太神ノ御心」に叶うべき、したがって「積善ノ余慶」を招  
来すべき、いわば天皇の日常的倫理道徳になるのである。  
親房は、天皇の日々のあり方をそのように規定しているわ  
けである。

さて、試みに、以上述べたかぎりでの天皇の日常実践  
倫理を、儒教の「格物・致知・誠意・正心・修身・齐家・  
治国・平天下」、すなわち、『大学』のいわゆる八条目に対  
応させると、それは「修身」以上の条目に対応することと  
なるであろう。いわば、神道も仏教も老荘の道も、このか  
ぎりでは、ここにとどまるのである。それでは、親房は、  
そのような「治国・平天下」をどのように実現すべきものと  
考えたか。次に親房の政治論について述べる。

〔註〕

(1) 応神天皇条。

- (2) 同右。
- (3) 同右。
- (4) 同右。
- (5) 序論。
- (6) 神代条。
- (7) 応神天皇条。
- (8) 綏靖天皇条。
- (9) 応神天皇条。
- (10) 坤卦初九爻辭並びに文言伝。
- (11) 応神天皇条。
- (12) 嵯峨天皇条。

(三)

(A)

親房の言う、「天照太神ノ御心」に叶うべき天皇の政治  
とはどのようなものであるか。前節からして及ぼされ  
る、天皇の「治国・平天下」の実践は、いかに示されてい  
るのであろうか。親房をもってすれば、「聖徳マシク」「積  
善ノ余慶」にみあう、天皇の政治は「徳政」でなければな

らぬわけであるが、「徳政」なり、「聖徳マシマ」す天皇の政治のありようとはどのようなものであるか、がこの問題となる。

親房が『神皇正統記』のなかで、「徳政」「聖徳」「積善」の最もよく具現されているとする天皇の治績を、ここに、まずとり上げて考えてみよう。

日嗣ヲウケ給シヨリ国ヲシヅメ民ヲアハレミ給コト、タメシモマレナリシ御事ニヤ。民間ノ貧キコトヲオボシテ、三年ノ御調ヲ止ラレキ。(中略)サテ猶三年ヲ許サレケレバ、宮ノ中破レテ雨露モタマラズ。(中略)カクテ六年ト云ニ、国々ノ民各マイリ集テ大宮造シ、色々御調ヲ備ヘケルトゾ。アリガタカリシ御政ナルベシ。

——仁徳天皇——

此君久ク世ヲタモタセ給テ、徳政ヲコノミ行ハセ玉フコト上代ニコエタリ。天下泰平民間安穩ニテ、本朝仁徳ノフルキ跡ニモナゾラへ、異域堯舜ノカシコキ道ニモタグエ申キ。

——醍醐天皇——

後冷泉ノスエザマ世ノ中アレテ民間ノウレヘアリキ。四月ヨリ位ニキ給シカバ、イマダ秋ノオサメニモオヨバヌニ、世ノ中ノナヨリニケル、有徳ノ君ニヨマシクケルトゾ申伝ハベル。

——後三条院——

右に挙げた治政が、『神皇正統記』における天皇の「徳政」「仁政」のいわば歴史の実態であるわけである。そして、この治政の「徳政」であるための要件を分析的に抽出すると、それは、いづれも、「民ヲアハレム」「民間ノ愁ヲナラス」「民間安穩」ということになる。親房は別に、「民ノウレヘヲヤスメ、ヨノくアラソヒナカラシメン事ヲ本トスベ」<sup>(1)</sup>きが「徳政」の基本であると言ひ、さらに続けて、「民ノ賦斂ヲアツクシテミツカラノ心ヲホシキマ、ニスルコトハ乱世乱国ノモト也。」と言っているのは、その端的な表現と言わねばならぬ。すなわち、親房においては、天皇の政治の要諦は、なによりも、民衆を経済的に、そして精神的に満足せしめることとなるわけである。いわば民衆

重視の政治である。したがって、天皇は、そのようにして民心をうるためには、不断にそれを志して、それに対応しうる「徳」を身につけねばならぬとする。「徳」を積んで始めてそのような「徳政」を行なうことができる、そしてそのような「徳政」を行なうことが、「天照太神ノ御心」に叶うこととなるのだ、とする。

このような、政治の基本は「徳政」であり、人民を安んずることとする親房の政治に対する考え方は、左のごとき、源頼朝や北条泰時らの武家による政治に対するそれに最も端的に表現されているであろう。何故なら、ここでの実質的為政者は武家であるから、そして直接親房によってここで批評されるべき政治は武家政治であるから。したがって、親房によって当面、批判の対象とされるのは、誰が為政者であるか、よりは、いきおい、政治のあり方の当否の問題にのみ限られるからである。

後白河ノ御時兵革オコリテ奸臣世ヲミダル。天下ノ民ホトンド塗炭ニオチニキ。頼朝一臂ヲフルキテ其乱ヲタイラゲタリ。王室ハフルキニカヘルマデナカリシカド、九重ノ塵モオサマリ、萬民ノ肩モヤスマリス。

上下堵ヲヤスクシ、東ヨリ西ヨリ其徳ニ伏セシカバ、  
実朝ナクナリテモソムク者アリトハキコエズ。<sup>(2)</sup> (下略)

また、

大方泰時心タマシク政スナヲニシテ、人ヲハグクミ  
物ニオゴラズ、公家ノ御コトヲオモクシ、本所ノワヅ  
ラヒヲトメメシカバ、風ノ前ニ塵ナクシテ、天ノ下ス  
ナハチシヅマリキ。カクテ年代ヲカサネシコト、ヒト  
ヘニ泰時ガ力トゾ申伝ヌル。<sup>(3)</sup> (下略)

さらに、

凡保元・平治ヨリコノカタノミダリガハシサニ、頼  
朝ト云人モナク、泰時ト云者ナカラマシカバ、日本国  
ノ人民イカマナリナマシ。<sup>(4)</sup> (下略)

このような武家政治のありように対し、あるいは武家政治の故に、「此イハレヲヨクシラヌ人ハ、ユヘモナク、皇威ノオトロヘ、武備ノカチニケルトオモ」うであろうが、

実はそれは誤りで、「神ハ人ヲヤスクスルヲ本誓トス。天下ノ萬民ハ皆神物ナリ。君ハ尊クマシマセド、一人ヲタノシマシメ萬民ヲクルシムルコトハ、天モユルサズ、神モサハイセヌイハレナレバ、政ノ可否ニシタガイテ御運ノ通塞アルベシトオボエ侍ル」として、ここでは、その「政ノ可否」だけが問題なのだ、親房は言っている。

したがって、親房は、そのような「徳政」を行なっている頼朝、泰時らの武家を、武力によって討とうとしても、「是ニマサル徳政ナクシテイカデタヤスククツガエサルベキ。縦又ウシナハレヌベクトモ、民ヤスカルマジクハ、上天ヨモクミシ給ハジ。次ニ王者ノ軍ト云ハ、トガアルヲ討ジテ、キズナキヲバホロボサズ。」、ましてや、政治は天皇、公家によって行なわれるべきであり、武家が政治を行なうべきでないという、それだけの「一往ノイハレバカリニテ追討セラレンハ、」かえって、「上ノ御トガトヤ申スベキ。」であろう、と承久の乱を批判し、したがって、皇威を恢復しようとするならば、次のようにすべきであろう、としている。

先マコトノ徳政オコナハレ、朝威ヲタテ、彼ヲ剋ス

ルバカリノ道アリテ、ソノ上ノコトトゾオボエハベ  
ル。且ハ世ノ治乱ノスガタヲヨクカミシラセ給テ、  
私ノ御心ナクバ干戈ヲウゴカサル、歟、弓矢ヲオサメ  
ラル、歟、天ノ命ニマカセ、人ノ望ニシタガハセ給ベ  
カリシコトニヤ。(下略)

以上のように、親房の考える政治の基本は「徳政」であり、「徳政」ということは、民を安んずる政治を言い、民を安んずる政治こそが、「人ノ望」むところであつて、すなわち「天ノ許ス」ところのものであり、いわば、「天照太神ノ御心」に叶う政治だ、ということになる。一方、為政者一人が自らを楽しませしめ、民を安んぜしめない政治が、「不徳」「積悪」のそれであり、これは民心を離れさしめ、必竟天の許さざるところとなり、「天照太神ノ御心」に叶わない政治であるとするのである。再言すれば、つまるところ、政治の要諦は、人民を安んぜしめるところにあり、すなわち「徳政」にあり、そのない政治は、乱世亂国の基であるとするのである。そして、「民ヲミチビクニツキテ諸道・諸芸ミナ要枢也。」「カクノゴトクサマトヽナル道ヲモチキテ、民ノウレヘヲヤスメル」<sup>(8)</sup>「徳政」を行な

うか、否かは、一に天皇いありようにかかっていると  
するが、親房の考え方となるのである。

さて、このような親房の政治に対する考え方が、極めて  
儒教的な君徳安民思想に基づくものであることは、先学の  
大方の指摘のとおりであり、このこと自体、筆者自身疑問  
とするところはない。

それでは、その余りに儒教的な君徳安民思想なるものに  
ついて、そしてこれに関する一々枚挙に遑ない経史の典籍  
のうちで、主として、親房の拠つたものは何であつたであ  
らうか。なるほど、この思想は、四書にしても、『春秋』  
『左伝』『書経』にしても、これら外典一般に通じる思想で  
ある。たとえば、論語の「仁」を中心とした民化論、『中  
庸』の理世安民等々。しかし、筆者は、なかんずく、これ  
を、『孟子』によるものであらうとするのである。『孟子』  
の王道政治は、極めて精神主義的なものながら、したがつ  
てそこにはより生き生きとした民衆重視の立場が表明され  
ているからである。すなわち、『孟子』の王道政治とは、  
たとえば、左のごとき「保民」を基本とするものであるか  
らである。

曰。徳何如則可<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>王<sub>二</sub>矣。曰。保<sub>レ</sub>民而王。莫<sub>レ</sub>之能  
禦<sub>二</sub>也。

——梁惠王篇——

得<sub>二</sub>天下<sub>一</sub>有<sub>レ</sub>道。得<sub>二</sub>其民<sub>一</sub>。斯得<sub>二</sub>天下<sub>一</sub>矣。得<sub>二</sub>其民<sub>一</sub>  
有<sub>レ</sub>道。得<sub>二</sub>其心<sub>一</sub>。斯得<sub>二</sub>民矣。得<sub>二</sub>其心<sub>一</sub>有<sub>レ</sub>道。所欲  
与<sub>レ</sub>之聚<sub>レ</sub>之。所<sub>レ</sub>惡勿<sub>レ</sub>施爾也。

——離婁篇——

昔者堯薦<sub>二</sub>舜於天<sub>一</sub>。而天受<sub>レ</sub>之。暴<sub>二</sub>之於民<sub>一</sub>。而民  
受<sub>レ</sub>之。故曰<sub>二</sub>天不言以<sub>レ</sub>行与<sub>レ</sub>事示<sub>レ</sub>之而已矣<sub>上</sub>。

——萬章篇——

『孟子』の王道政治は、右のごとく「保民」を基本とす  
る民衆重視の政治であり、具体的には、民に生活のできる  
生業を与え、租税を軽くし、その生活を豊かにしてやり、  
その上で徳育を施すというものである。

孟子曰。仁言不<sub>レ</sub>如<sub>二</sub>仁聲之入<sub>レ</sub>人深<sub>一</sub>也。善政不<sub>レ</sub>如<sub>二</sub>  
善教之得<sub>レ</sub>民也。善政民畏<sub>レ</sub>之。善教民愛<sub>レ</sub>之。善政得<sub>二</sub>

民財。善教得民心。

——尽心篇——

筆者が、親房の考え方に、とりわけ『孟子』の思想をみるとするのは、唯に右の民衆重視の政治思想の存在の面からのみならず、さらに次の根拠によってである。すなわち、元応三年二月の改元の儀における「仗議定文」のなかに、次のごとき親房の発言をみるからである。

凡聖人之治、天下必自人道始。興衰治乱在于徳不在天。聞于人、不聞于神之故也。(中略) 觀聖王之所記述、以仁義正道為本。非有奇怪虛誕之事。(下略)

ここには、前述の政治思想に相当する「徳(德)」「人道」の主張の存することのほかに、「仁義正道」の存することを指摘することができる。そして、それは、親房の発言内容の中心的位置を占めているからである。

「孔子」が「仁」を説いたのに対し、「孟子」は「仁義」の思想によって王道政治を説いたのであり、「仁義」は、

いわば「孟子」の思想的特徴をなすものである。王道政治の中心になる思想なのである。

筆者は、親房が政治論を展開するに当たって、「仁」なり、「誠」なりを「聖王所記述」と言わず、あえて「仁義正道」を言っていることに鑑み、親房自身、「仁義正道」を、政治の中心的思想、興衰治乱の「徳」の基本と考えていたであろうと、筆者は理解するのである。

『孟子』から「仁義」を説明すると、左のごとくである。

孟子見梁惠王。王曰。叟不遠千里而來。亦將以利我國乎。孟子対曰。王何必曰利。亦有仁義而已矣。(中略) 未有不仁而遺其親者。未有不義而後其君者。王亦曰仁義而已矣。何必曰利。

——梁惠王篇——

孟子曰、仁人心也。義人路也。舎其路而弗由。放其心而不知求。哀哉。人有雞犬放。則知求之。有放心而不知求。學問之道無他。求其放心而已矣。

——告子篇——

このようにみると、親房の徳治主義的政治論は、民衆を重視し、「仁義」の思想による「孟子」の王道政治を意識した形で展開されていると言って必ずしも過言であるまいと考えられる。このことは、次節の「不徳」の天皇の叙述のされ方をみるならば、より判然するであろう。

(B)

親房は、『神皇正統記』において、「有徳」「積善」の天皇の治政に対して、「不徳」「積悪」の天皇のそれを、どのように叙述し、それを論じているであろうか。

親房は、「身へ賢」でなく、「有徳」でない人が、いかに父子關係があつても、「天照太神ノ御心」に叶わないから日嗣をうけることは本来できない、しかし、「佛モ衆生ヲミチビキツクシ、神モ萬姓ヲスナヲナラシメンコソシ給ヘド、衆生ノ果報シナクニ、ウクル所ノ性オナジカラズ。」<sup>(10)</sup>であり、これと同様に、「十善ノ戒力ニテ天子トハナリ給ヘドモ、代々ノ御行迹、善悪マチク」<sup>(11)</sup>であるから、日嗣の承継が「天照太神ノ御計」にまかせられたと言つても、そのなかには、時としてその「御行迹」に「御アヤマリ」の

ある天皇もでて来ないわけではない、このような場合は「曆数も久カラズ。」、皇統が断絶し、天皇は傍系から入つて日嗣をうけることとなるが、これは、「天照太神ノ御心」が及ばないからではなくて、各天皇の「ミナミズカラナサセ給御トガナリ。」<sup>(12)</sup>としている。そして、傍系から入つた天皇の日嗣をうけることについて、「皇胤タエヌベカリシ時、群臣擇求奉キ。賢名ニヨリテ天位ヲ伝給ヘリ。天照太神ノ御本意ニコソ」と、ここでも擁立された天皇の「賢」と「民意」が問われて、これを合理化する。

そのような「不徳」の天皇の典型として、まず、武烈天皇、そして陽成天皇がある。左にこれを挙げる。

性サガナクシテ、惡トシテナサズト云コトナシ。仍天祚モ久カラズ。仁徳サシモ聖徳マシノシニ、此皇胤コ、ニタエニキ。(中略)不徳ノ子孫アラバ、其宗ヲ滅スベキ先蹤甚ヲホシ。(下略)

—— 武烈天皇 ——

この仁徳天皇系の皇統の断絶後、傍系より入つて日嗣を

うけた継体天皇に対して、この天皇「王者ノ大度マシテ、潜竜ノイキホヒ、世ニキコエ給ケルニヤ。群臣相議テ迎奉ル。三タビマテ謙讓シ給ケレド、ツキニ位ニ即給フ。」とする。

次に陽成天皇について、

此天皇性悪ニシテ人主ノ器ニタラズミエ給ケレバ、撰政ナゲキテ廢立ノコトヲサダメラレニケリ。(中略) 此大臣マサシキ外戚ノ臣ニテ政ヲモハラニセラレシニ、天下ノタメ大義ヲオモヒテサダメオコナハレケル、イトメデタシ。サレバ一家ニモ「人コソ」オホクキコエシカド、撰政閑白ハコノ大臣ノスエノミゾタエセヌコトニナリニケル。(中略) 積善ノ餘慶ナリトコソオボエハベレ。

この「陽成悪王ニテ」人主の器でないことよって退位させられた後に日嗣をうけたのが光孝天皇であるが、この天皇は、「仁明第一ノ御子」(二)テ、シカモ賢才諸親王ニスグレマシクケレバ、ウタガヒナキ天命トコソミエ侍

シ。」としてゐる。

ここで親房が、日嗣をうけた天皇の、「不徳」「積悪」の理由によって廢立されたことを合理化し、これを「人ノ望」に叶わないとし、また、「天命」であり、「天照太神ノ御計」であるとして「イトメデタシ。」としてゐることは、その政治思想を考える上に、まことに注意さるべきことと言わねばならぬ。それは、いわば一種の革命思想であり、「孟子」の「易位」に相当させて考えることができるからである。

すなわち、「孟子」は、「以レ德行レ仁者王。(中略)以レ徳服レ人者。中心悦而誠服也。」とし、「欲レ為レ君尽レ君道」。欲レ為レ臣尽レ臣道。二者皆法レ堯舜ニ而已矣。(中略)不レ以レ堯レ之所以治レ民治レ民。賊レ其民者也。孔子曰。道ニ。仁与レ不仁而已矣。暴レ其民。甚則身弑国亡。不レ甚則身危国削。名レ之曰幽厲。」<sup>(16)</sup>と云う。そして「萬章篇」において、次

齊宣王問卿。孟子曰。王何卿之問也。王曰。卿不  
同乎。曰不レ同。有レ貴戚之卿。有レ異姓之卿。王曰。  
請レ問貴戚之卿。曰。君有レ大過一則諫。反レ覆之而不

聴。則易位。王勃然變乎色。曰王勿異也。王問臣。臣不敢不以正對。王色定。然後請問異姓之卿。有過則諫。反覆之而不聴。則去。

これは、君主の位は「徳」によつて保たれ、「徳」を失えば、もはや君主としての資格はないのだ、とする『孟子』の極めたる王道論の表現である。すなわち、『孟子』は、「貴戚之卿」（君主の親族の大臣）と「異姓之卿」（君主と親戚関係のない大臣）とに關連し「異姓之卿」が、君主に過ちがあつて、これを諫めても聴き入れられないときは、そのもとを去るだけであるが、「貴戚之卿」は、君主に大過があつて、これを諫めても聴き入れられないときは、この君主を退けて、別に一族の賢者を君主に立てるべきだ、としているのである。すなわち、これが「易位」なのである。

こうみると、この『孟子』の言は、まぎれもなく、悪王陽成廢立に相当させて考えることができるであらう。すなわち、「貴戚之卿」は「マサシキ外戚ノ臣」である攝政藤原基経その人となり、「性惡ニシテ、人主ノ器ニタラ」ない、陽成天皇に易つて日嗣をうけた光孝天皇は、「仁明第二ノ御子（二）テ、シカモ賢才諸親王ニスグレ」た方であ

るからである。そして、この廢立は、基経が「天下ノタメ大義ヲオモヒテサダメオコナハレ」た「イトメデタ」きこととして評価されているからである。

このように、親房の思想を彼是みてくると、ここには、『孟子』の思想の深く投影されていることが容易に想定されうるであらう。

〔註〕

- (1) 嵯峨天皇条。
- (2) 廢帝（仲恭天皇）条。
- (3) 後嵯峨院条。
- (4) 同右。
- (5) 同右。
- (6) 廢帝（仲恭天皇）条。
- (7) 同右。
- (8) 嵯峨天皇条。
- (9) 『柳原家記録』十九「革命」。なお、拙稿「神皇正統記試論のための基礎作業」（『成城文藝』第65号）参照。
- (10) 光孝天皇条。
- (11) 同右。
- (12) 同右。
- (13) 繼體天皇条。

(14) 同右。

(15) 光孝天皇条。

(16) 「公孫丑篇」。

(17) 「離婁篇」。

(四)

以上、日嗣の承継を左右する、いわば『神皇正統記』の叙述の論理的運びを左右する、「正道」「有徳」「積善」「不徳」「積悪」の真相を、そして、親房のいわゆる徳治主義的政治論、帝王論を、その『神皇正統記』の叙述に密着した形で述べてきたのであるが、ここには、親房の一张张挙に違ない和漢、内外典の援用にもかかわらず、経書、とくに『孟子』の思想の抜きがたく投影されているであろうことを痛感するのである。

終わりに、『神皇正統記』のなかで、『孟子』の引用されていることの明らかである文章を左に記して擲筆することとしたい。すなわち、それは、保元の乱に、源義朝が、その時敵方にあつた父為義を、乱後、殺した事実に関連した親房評のなかに存する。

義朝重代ノ兵タリシウヘ、保元ノ勲功ステラレガタク侍シニ、父ノ首ヲキラセタリシコト大ナルトガ也。古今ニモキカズ、和漢ニモ例ナシ。勲功ニ申替トモミヅカラ退トモ、ナドカ父ヲ申タスクル道ナカルベキ。(中略) 凡カ、ルコトハ其身ノトガハサルコトニテ、朝家ノ御アヤマリ也。ヨク案アルベカリケルコトニコソ。(中略) 大義滅親云コトノアルハ、石碯ト云人其子ヲコロシタリシガコト也。父トシテ不忠ノ子ヲコロスハコトハリナリ。父不忠ナリトモ子トシテコロセト云道理ナシ。孟子ニタトヘヲ取テイヘルニ、「舜ノ天子タリシ時、其父瞽叟人ヲコロスコトアランヲ時ノ大理ナリシ臯陶トラヘタラバ舜ハイカマシ給ベキトイヘルヲ、舜ハ位ヲステテ父ヲオヒテサラマシ。」トアリ。大賢ノヲシヘナレバ忠孝ノ道アラハレテヲモシロクハベリ。(下略)

この『孟子』の「タトヘ」は『孟子』の本文からすれば、多少誤りあるにしても、「尽心篇」に存するもので、天子の位より、また天下の政治より親に事えることこそ大切だと

する、王道論の基調である孝道の強調であるが、親房は、これに拠つて義朝の父殺しを批判するとともに、それをなさしめた「朝家ノ御アヤマリ」として天皇の政治までも批判の対象としている。さらに「忠孝ノ道アラハレテヲモシロクハベリ。」と言つていることをとおして、親房が、君臣、父子の關係、すなわち、『孟子』における君臣關係の「易位說」「民貴君輕說」「君臣土寇說」「放伐說」等の、いわゆる革命思想を容認して、父子の關係をそれと別の原理に立つもの、より根源的なものとみての感慨と推察するのは過ぎた臆測であらうか。

とまれ、筆者は、『神皇正統記』全巻を書く、いわばその叙述のうえでの論理的運びはことごとく「積善ノ家ニ餘

慶アリ、積不善ノ家ニ餘殃アリ云々。」であり、すなわち、易思想、これが「正理」の基調であると述べたことがあるが、<sup>(2)</sup>「積善」「積悪」「餘慶」「餘殃」の現実的發現のされ方は、『孟子』の王道論に負うところ多大であること、また、帝王論のみならず、撰関などの君臣關係をもふくめた臣道論も、なかんずく『孟子』を離れて論ずることができないであろうこと、おそらくそれは、親房の政治論の骨格を形成するものであらうとするのが小論の結論である。

〔註〕

(1) 二条院条。

(2) 「神皇正統記の正理」(『成城文藝』第67号)。